

津山市監査委員告示第4号  
平成29年12月25日

地方自治法第199条第7項及び第5項の規定に基づき平成29年度の出資  
団体監査及びこれに伴う所管部署の随時監査を実施したので、同条第9項の規  
定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 29 年度

出資団体監査結果報告書

津山市監査委員



## 1 監査の対象

市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している8団体の中から下記の団体を抽出して実施した。

団体名及び所在地 株式会社 津山市加茂町ふるさと振興公社  
津山市加茂町中原516-1  
所 管 部 署 産業経済部 仕事・移住支援室

## 2 監査期間

期 間 平成29年8月4日～平成29年12月20日

委員による聴取日 平成29年10月18日

## 3 監査の範囲及び方法

平成28年度における当該団体にかかる出納その他の事務の執行が適正であるか、出資目的に沿った事業運営が行われているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、当該団体の事業の実施状況、決算状況資料の提出を求め、関係する諸帳簿等の調査のほか、関係者から説明を聴取するとともに、温泉源泉施設の実地調査を行った。

## 4 対象団体の概要

(1)設立年月日 平成6年4月4日

(2)設立目的 加茂地域内及び近隣住民との交流施設として整備された、三世代研修宿泊施設「ウッディハウス加茂」の管理・運営のため、旧加茂町の第三セクターとして設立された。

(3)基本財産 47,100千円

津山市(旧加茂町)から42,500千円の出資を受けている。

(4)主要事業 温泉水供給事業

(5)役員等の状況 代表取締役社長1名、取締役3名、監査役1名

(平成29年8月1日現在)

(6)津山市との関係 代表取締役社長に津山市副市長が就任している。

平成27年2月に発覚した「ウッディハウス加茂における不適切な会計処理」問題以降は、仕事・移住支援室が事務局として経理等の事務全般を引き受け、加茂支所産業建設課が事務協力として温泉水の検針・集金等を行っている。

また、津山市の公の施設である高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」、

三世代研修宿泊施設「ウッディハウス加茂」へ温泉水を供給している。

## 5 監査の結果

対象団体にかかる出納その他の事務の執行については、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見られたので、必要な措置を講じるよう要望する。

### (1) 出資団体について

#### ア 指摘事項

会社法第435条第2項には、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない」と規定されているが、事業報告書が作成されていなかった。法令に基づいた適正な事務処理を行うよう改められたい。

会社の経理に関する規程が定められていなかったが、不正や事務処理ミスの防止のためにも、経理規程を整備し、適正な会計処理の徹底を図られたい。

現金の取扱について、担当者レベルでの確認しかなされていなかったため、事務処理過程におけるチェック体制を明確にし、複数職員での確認を徹底するなど、出納事故のないよう努められたい。

#### イ 要望事項

株券については会社設立当時から発行していないとのことであったが、実務上の混乱を防ぐため、発行していない旨を定款に定め、整理されたい。

温泉水の配水管の管網図が作成されていないので整備するとともに、施設設備の点検・管理を徹底し、安定的な温泉水の供給に努められたい。

### (2) 所管部署について

#### ア 指摘事項

文書管理について、株式会社津山市加茂町ふるさと振興公社の簿冊の中に仕事・移住支援室が管理すべき文書が混在しているのが見受けられた。所管部署としての業務と、事務局としての業務を混同することのないように、文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。

株式会社津山市加茂町ふるさと振興公社については、会社法に定めのある事業報告書の作成がなされていなかった。また、経理規程についても整備がなされていなかったため、法令・規程に基づいた適切な事務処理を行い、不正等の発生を未然に防止するよう、出資者として指導されたい。

### (3) 監査委員の意見

株式会社津山市加茂町ふるさと振興公社(以下「ふるさと振興公社」という)は、平成6年に三世代研修宿泊施設ウッディハウス加茂(以下「ウッディハウス加茂」という)を運営する目的で設立され、平成13年に百々温泉の温泉権を取得してからは、温泉水供給事業も手掛けてきた。平成18年度からは津山市の指定管理者としてウッディハウス加茂の管理運営を行っていたが、平成26年度に指定管理者が一般財団法人津山市都市整備公社(以下「整備公社」という)に変わった後は、温泉水供給事業のみを行っている。

平成27年2月には、「ウッディハウス加茂における不適切な会計処理」<sup>1</sup>が発覚し、この問題をきっかけに、ふるさと振興公社は公認会計士と顧問契約を結び、税務関係及び関連会計業務について適正な処理を行うとともに、再発の防止に努めてきた。

ふるさと振興公社の今後の方向性としては、平成22年3月に市の外郭団体経営検討委員会から出された「外郭団体の経営改革に関する見解」の中で、「統廃合を進める団体」として整理されており、解散後、整備公社に統合する方針が示されている。

また、津山市第10次行財政改革実行計画では、事業運営について、温泉給水事業に特化し、経営改革を図ることとし、平成31年度を目途に収支状況を勘案しながら、ふるさと振興公社の整理の方向性について検討を行うとしている。

今後とも、安定的に温泉水を供給できるよう施設設備の点検・管理を徹底するとともに、ふるさと振興公社の整理に向けたこれらの方針を踏まえ、具体的方向性を明確にし、円滑な法人整理に向けて計画的に取り組みたい。

#### 1 「ウッディハウス加茂における不適切な会計処理」

平成26年4月からウッディハウス加茂の指定管理者となった整備公社に出向して経理を担当していた、ふるさと振興公社の取締役でウッディハウス加茂の元支配人が、平成26年度売上金の一部6,154千円を不正流用していた問題。流用金額のうち、4,553千円については、ふるさと振興公社の取引先等への支払いに充てられていた。

残りの1,601千円についての用途は特定できず、私的流用は確認できなかったが、元支配人が、ふるさと振興公社の用途不明分を補填した。

整備公社とふるさと振興公社との業務提携の経緯や、ウッディハウス加茂の円滑な事業継続の観点から、ふるさと振興公社に整備公社が貸付け(3年程度での弁済を趣旨とする金銭準消費貸借契約を平成27年3月31日に締結)を行い整理した。